

第 20 回 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会提出資料

1 平成 25 年 4 月 10 日に実施された、自民党「治安・テロ対策調査会」のヒアリング時に提出した資料の一部から抜粋して下記に記載

(1) 刑事司法に望むこと

①現状の刑事司法は、被疑者・被告人の権利と国の捜査権、刑罰権のバランスを図るため、刑事法のところどころに被害者に配慮した条文が垣間見える程度。被害者に関する規定等を憲法や刑事法に入れ、被害者も当事者として関われ、刑事司法に正義を感じられるよう改正していただきたい。

②「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会」において、様々な制度等が検討されているが被害者の視点は抜け落ちがち。しかし、犯罪が悪質・巧妙化する現代は、新しい捜査手法を積極的に取り入れ、使い易いものにしなければ被害者が求める事件の真相に到達することができず、新たな被害者を出し、治安が悪化することが懸念される。

③犯罪者の嘘を罰することもなく、黙秘しても不利にならず推認も許されない司法は、犯罪者から反省の機会を奪い、その結果再犯率を押し上げていると思う。犯罪者が何重にも守られ、被害者が苦しみ続ける社会は安倍総理の目指すまっとうな社会ではないと考える。

上記ヒアリングの結果

2 犯罪被害者への支援強化 として

平成 25 年 5 月 21 日に自民党から出された「世界一の安全を取り戻すために」～緊急に取り組むべき 3 つの課題～としてとりまとめられた。提言の中に「・・今後さらに新たな刑事司法制度の検討の中で、犯罪被害者の視点を的確に反映していく必要がある・・。・・被害者が再び犯罪の被害に遭うことが無いようきめ細かな対応をとるべきである。」と文言に反映され、5 月 27 日安倍総理に報告された。犯罪被害者等への支援は今後とも重要であるため、部会においても**犯罪被害者の視点**をさらに的確に反映していただけるよう願っている。

3 作業分科会における検討（1）に対する意見

○取り調べの録音・録画制度

取調べの機能が損なわれて事案の解明が困難になることや、被害者の名誉やプライバシーが害されることがない仕組みにする必要がある。第2案であれば取調べの機能を損なったり、被害者の名誉等が害される程度は低いようにみえる。

○通信傍受の合理化・効率化、会話傍受

犯罪がますます組織化・巧妙化しているので、長期展望に立ち将来予想される犯罪の形も見据えて、その機能及び拡充をする必要がある。

○刑の減免制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度について

国民の多くは、刑事司法では事件の全容が解明されて、犯罪者には罪に応じた罰が与えられると信じている。被害者等もそう信じて捜査等に協力しているため、被害者等も納得できることが必要である。また、捜査妨害として虚偽供述する人がいれば、捜査現場は混乱し、捜査全体の力が落ち、安全で安心な社会の構築ができなくなる。捜査機関の力が損なわれないよう、警察にも協力が得られて事案の解明に役立つような制度でなくてはならない。

○被疑者国選弁護人制度の拡充

対象事件を拡大することについては、国民の理解が得られるか疑問である。被疑者側の防御のためにのみ一方的に多額の公費を投入することは、被害者等としてはバランスを欠いていると思う。本来被告人に負担させるべき費用をきちんと負担させることが前提になると考える。

○犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

・被害者や証人が裁判所に来なければならないのであれば、危害を加えられる恐れがあるので運用上の配慮では十分ではなく、同一構内以外の場所でのビデオリンクが必要である。

・対象者については、性犯罪等の被害者に限らず、性犯罪と同じように女性や子どもが心身に大きなダメージを負うようなDV、ストーカー、児童虐待等、その他の犯罪の被害者も対象とし、制度の利用が認められる要件も加害行為のおそれがある場合に限らず広く認められるべきである。

第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

・ 捜査・公判等でその都度被害状況について繰り返し供述しなければならないことは大きな負担となるため、録音・録画媒体の公判での活用も積極的に検討していただきたい。この制度によって、公開の法廷において、改めて一から被害時の状況を説明する必要がなくなり、心理的負担が軽減されると考える。単に取調べや尋問の回数の問題ではなく、被害者等が公開の法廷で証言しなくとも済む選択肢があること自体が、心身への負担軽減につながる。

制度の対象者については、ビデオリンク方式の対象者と同じように広く認められるべきと考える。

第3 証人に関する情報の保護

(1) 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

・ 国民の中には、捜査や公判に協力する気持ちはあっても、供述調書等の証拠書類に書かれた氏名や住所が犯人に知られ、報復されたり嫌がらせを受けたりするのではないかという不安を抱く人もいて、現に証言拒否をした例もある。国民が安心して公判審理等に協力できるよう、証人の氏名等が開示されない制度を導入していただきたい。

・ 犯人と証人の関係等によっては、名前を知らただけで証人の住所や勤務先等がわかってしまう場合もあり、氏名及び住居に代わる呼称及び連絡先を開示すること（資料のA案）とすべきである。

(2) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

・ ストーカー、DV等の犯人は、刑務所からの出所後も被害者に対して危害を加えるようなことがあるが、公判の際に証人として出廷した人々の中にも、逆恨みされ、被害者と同じように危害を加えられたり嫌がらせを受けたりするのではないかといった不安を抱いている人もいる。そのため、公開の法廷においても証人の氏名等も秘匿される制度を導入していただきたい。このような仕組みがなければ不安を感じ、被害者や参考人が刑事司法への協力を躊躇することになる。